

2013 年介護職員初任者研修（学則）

1. 事業所の名称、所在地及び連絡先

事業所：長野医療生活協同組合 所在地：長野市鶴賀 1570 番地
連絡先：026-234-3585（在宅総合ステーションながの 訪問介護室：白沢）
（共催団体：生活協同組合コープながの）

2. 研修目的、研修の名称及び研修の方法

研修目的： 生協は「いのちとくらしを守る」という設立理念にたち、慣れ親しんだ地域でその人らしく暮らし続けられるよう、必要とされる介護予防・介護支援の活動を行っています。そして、急速な高齢化社会の進行とともに介護ニーズが多様化・高度化し、対応できる人材養成が現在社会的急務となっています。このような中、介護を取り巻く環境の変化に対応する人材育成と、より質の高い介護サービスの一旦を担っていくため、前ホームヘルパー 2 級課程に引き続き、介護職員初任者研修を実地します。

名称及び方法：2013 年介護職員初任者研修養成講座（通学制）

3. 研修日程及びカリキュラム*リンクファイル（研修日程表 2013 年度）

4. 研修会場：①講義/生活協同組合コープながの長野稲里店（長野市稲里町中央 3-38-1）

②演習/フランスベッド株式会社信越支社長野営業所研修室

健康・福祉プラザ 助さん・たくさん長野店（ショップ）

（長野市稲里町下氷鉦 492-2）

5. 受講資格、受講手続き等

受講資格：講座カリキュラム全てに出席できる方・介護職員として就労する方を優先します。

募集期間：8月1日（木）～10月25日（金）まで

受講定員及び受講決定方法：定員 20 名 定員を超えた場合は抽選のうえ結果を郵送で案内する ※募集が 8 名以下の場合には開講を中止いたします。

申込方法：電話申込み

本人確認方法：研修初日に本人証明書類（・戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出・住民基本台帳カード提示・在留カード等の提示・健康保険証の提示・運転免許証の提示・パスポートの提示等）にて確認

6. 研修費用

受講料：68,000円（テキスト代・消費税含む）

7. 使用テキスト名：介護職員初任者研修テキスト（発行：財団法人介護労働安定センター）

8. 実習施設等実習先

①介護実習の施設

・施設名称：介護老人保健施設ふるさと（長野市大字三才 683）
法人名：長野医療生活協同組合

・施設名称：稲里生協クリニック（長野市稲里町中央 2-17-8）
法人名：長野医療生活協同組合

・施設名称：三本柳デイサービスミント（長野市丹波島 1-793）
法人名：長野医療生活協同組合

②訪問介護サービス同行訪問の事務所

・施設名称：在宅総合ステーションながの 訪問介護（長野中央介護センターつるが内）
法人名：長野医療生活協同組合（長野市東鶴賀町 1906）

・施設名称：コープながの福祉センター長野南ホームヘルプステーション
法人名：生活協同組合コープながの（長野市篠ノ井御幣川 668）

9. 講師氏名

各科目の講師氏名 * リンクファイル（各科目の講師一覧 2013 年度）

10. 修了評価の取扱い

①「介護職員初任者研修」の全課程を修了し、知識・技術等を取得したと認められる方に、厚生労働省の定める介護職員初任者研修として長野県知事が指定した研修を修了したことを証する「修了証」を交付する。交付は、長野医療生活協同組合理事長とし、その名簿を県知事に提出する。

②修了評価は以下とする。

・筆記試験（1 時間程度）

修了評価は、次の評価基準のとおり理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分で評価し、C 以上が評価基準を満たしているものとする。

評価基準（100 点満点評価とする）

A=90 点以上、B=80～89 点、C=70=79 点、D=70 点未満

・講師により、各科目修了時評価ポイントに沿った知識・技術等の習熟度評価がされていること。

・「こころとからだのしくみと生活支援技術」及び「実習」の中で、講師及び実習指導者により介護技術の習得が評価されていること。

- ・演習・実習評価は、次の評価基準のとおり理解度の高い順にA・B・Cの3区分で評価し、B以上が評価基準を満たしているものとする。
A＝できている、**B＝概ねできている**、C＝できていない
- ・各科目修了時評価ポイントに示す知識・技術が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

11. 科目免除の取扱いとその手続き方法

科目免除は行いません。

12. 欠席の取扱い

欠席の取扱いについては理由の如何にかかわらず研修開始時刻から15分以上遅刻した場合は欠席とする。

またやむをえず欠席する場合には必ず欠席届を提出する。

13. 研修を欠席した者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い

対象者に指定の補講を実施し、補講料は受講者が支払うこととする。

(補講の有効期限は平成26年3月末までとする。)

1補講2,000円 再度、筆記試験2,000円

14. 受講の取消しについて

事業者の判断により、次に該当する場合の受講生の受講を取り消すことができる。

- ・学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ・学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げるも者
- ・他の受講者の学習を妨げる者
- ・自力で演習を行うことができない者
- ・その他、事業者が不相当とみなした者

※受講を取消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

15. 個人情報取り扱いについて

- ・当事業者は事業実施や本人確認書類などより知りえた受講生の個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- ・受講生は、研修中に知りえる利用者等の個人情報の取り扱いには十分注意し、外部への提供などは一切行いません。
- ・実習中・実習後も利用者と個人的に接触したりしてはいけません。